

北九州市火災予防条例の一部改正（案）に対する 市民意見の募集結果について

1 北九州市火災予防条例の一部改正（案） ～ 別紙のとおり

【改正概要】

本年5月、小倉北区で発生した屋内廊下式・木造共同住宅の火災の課題を踏まえ、「新築や増改築等の屋内廊下式・木造共同住宅等のうち、延べ面積が150㎡以上500㎡未満のものを対象として、自動火災報知設備の設置を義務化する」ことにより、建物利用者の安全性を向上させるもの。

2 意見募集期間

平成29年8月15日（火）から平成29年9月11日（月）まで

3 意見提出状況

提出意見なし

4 今後の予定

平成29年12月議会へ議案提出予定

北九州市火災予防条例の一部改正（案）に対する市民意見の募集について

現在、北九州市では屋内廊下式・木造共同住宅等^(注1)における防火対策を強化するために、「北九州市火災予防条例の一部改正（案）」について検討しています。

下記のとおり、その骨子を記載していますので、ご意見をお寄せください。

1 改正の理由

平成29年5月に小倉北区で発生した建物火災では、6名の尊い命が奪われる甚大な災害となりました。

この被災建物は、延べ面積283㎡の2階建て屋内廊下式・木造共同住宅で、住宅用火災警報器の設置義務のない、1階廊下（共用部分）から出火したため、居室内に設置してある住宅用火災警報器が感知するまでに時間を要したこと。

また、屋内廊下式・木造共同住宅等であったため、建物全体に火煙の回りが速かったことなどが、被害を大きくした要因と考えられます。

このことから、火災の際、迅速な避難ができるよう、火災の早期発見や建物全体に火災であることを自動で報知する、自動火災報知設備^(注2)を屋内廊下式・木造共同住宅等に設置するよう条例の改正を検討することになりました。

2 改正の内容

- (1) 市町村の火災予防条例では、消防法第17条第2項に基づき、その地方の気候や風土の特殊性に応じて、消防用設備等の技術上の基準に関して、法令と異なる規定を設けることができます。

今回の火災予防条例の改正は、新築や増改築、また、一般住宅等の用途を変更し、屋内廊下式・木造共同住宅等として使用する場合に対して、自動火災報知設備の設置義務を課すもので、将来に向けた屋内廊下式・木造共同住宅等の安全の確保を目的としています。

- (2) 対象となる共同住宅等

屋内廊下式・木造共同住宅等で、延べ面積が150㎡以上500㎡未満のもの（消防法施行令別表第一（5）項口）となります。ただし、300㎡未満のものにあつては、火災予防条例第56条「基準の特例」を適用し、特定小規模施設用自動火災報知設備^(注3)を設置することができるものとします。

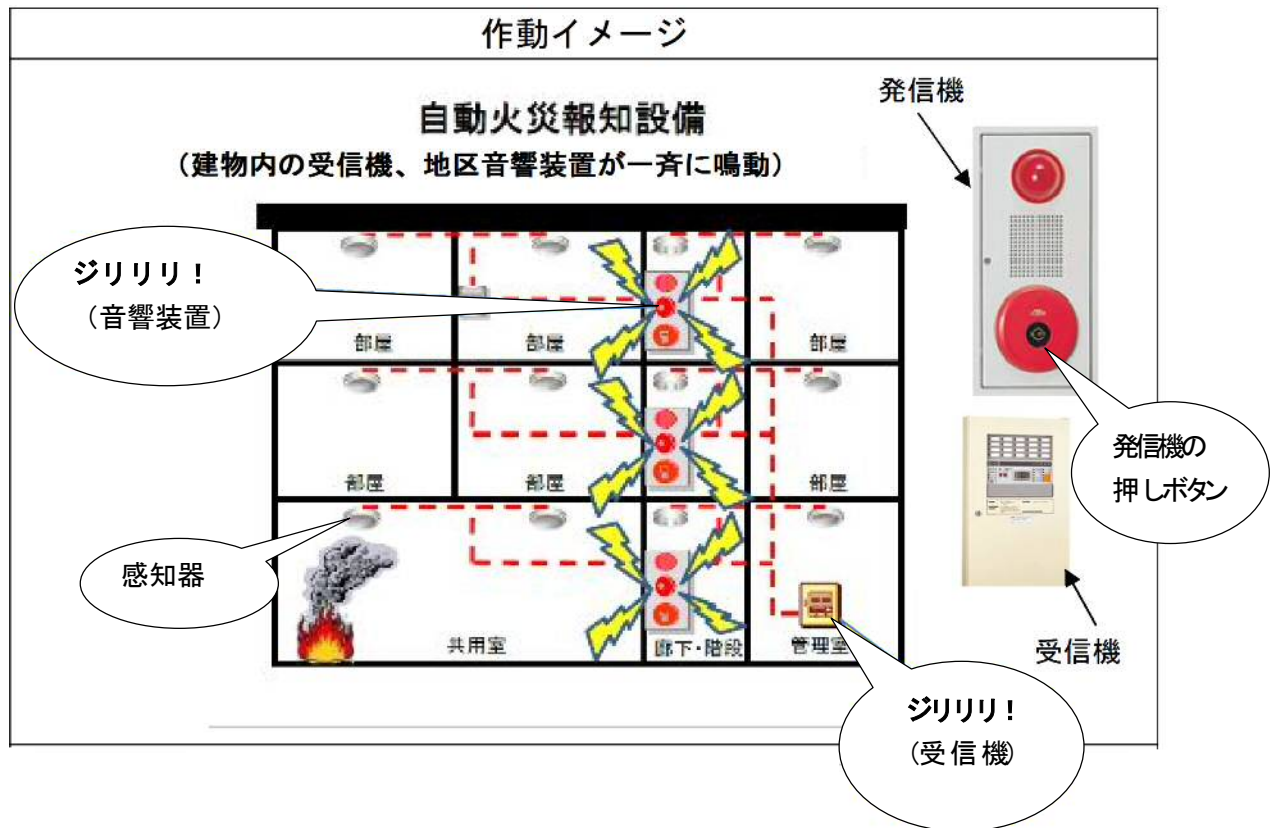
※消防法第17条第2項（抜粋）

市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

(注1) 屋内廊下式・木造共同住宅は主要構造部が木造で、住戸に向かう共用の廊下や階段が屋外に面していない共同住宅や寄宿舍・下宿

(注2) 自動火災報知設備は、火災の熱や煙により感知器が作動して信号を受信機に発信し、その信号を受信機が受信して、すべての音響装置が鳴動し、建物全体へ自動で報知する消防用設備です。

また、発信機のボタンを押しても同様に、すべての音響装置が鳴動します。



(注3) 特定小規模施設用自動火災報知設備は、無線式の連動型警報機能付感知器のみで構成されています。

火災の熱や煙により連動型警報機能付感知器が作動して警報音が鳴動し、また、無線信号により、すべての連動型警報機能付感知器を鳴動させ、建物全体へ自動で報知する消防用設備です。

